家電リサイクル製品(4品目)の排出について





家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられている家電4品目(①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機)については、町では収集・処理が出来ませんので下記の方法で排出してください。

1. 同種の製品の買換え、または過去に購入した販売店等に排出する場合

販売店等に回収を依頼してください。収集運搬料及び家電リサイクル料がかかりますので、金額等は販売店にご確認ください。

2. 買換えではない、または過去に購入した販売店等に依頼できない場合

次のいずれかの方法で排出してください。

- ① 郵便局で家電リサイクル料金を振り込み、下記の指定取引業者に持参してください。
 - ・(㈱鈴木商会 十勝事業所 芽室町東芽室北 1 線 8 番地 1 (℡: 0155-61-6211)
 - ・札幌通運㈱ 芽室町東芽室北 1 線 2 2 - 7 (Tet: 0155-61-3611)

リサイクル料金の確認はこちら(一般財団法人家電製品協会ホームページ) https://www.rkc.aeha.or.jp/guide/recycle_price.html

- ② 下記の電気屋に回収を依頼してください。収集運搬料及び家電リサイクル料がかかりますので、金額等は電気屋にご確認ください。
 - ・ 何デンキショップかんの(EL: 62-4366)
 - ・ベスト電器 清水店(版:62-3355)
 - ・(南)伊藤商会 (Tm: 63-2045)・(南) 作 (Tm: 63-2021)



